

勝連半島南岸部道路の早期整備を求める意見書

本市の勝連半島は、世界遺産勝連城跡を中心とした伝統芸能・文化が盛んな地域であるとともに、中城湾及び金武湾、そして太平洋を望むことのできる風光明媚な自然環境があり、本市の文化・観光振興を図る上で重要な地域となっている。

しかし近年、米国原子力軍艦がホワイト・ビーチに頻繁に寄港するなど、市民、特に勝連半島地域住民は常日頃から原子力軍艦に起因する事故に対し不安を抱えている状況があり、災害時の避難道路として勝連半島南岸部道路の整備は急務である。

現在、勝連半島の北岸部は、県道37号線（湾岸道路）より臨港道路屋慶名線及び県道与那城具志川線を通過し、県道8号線に至る道路整備が完了したことで、交通の利便性が向上し、市民及び観光客に利用される重要な道路として大変喜ばれているが、勝連半島南岸部道路の整備に関しては見通しが立っていないのが現状である。

本市議会においては、勝連半島南岸部道路の早期整備実現のため、勝連半島の県道再編計画により示された、将来市道としての管理移管が条件であった路線について、平成27年9月第98回定例会にて市道認定を議決しているところであるが、いまだ当該道路の具体的な事業化が示されていない。

勝連半島南岸部道路の整備により、地域住民が迅速かつ円滑で安全に移動できる避難道路としての交通機能が向上し、住民の生命及び財産を守る重要な道路となり、さらには地域の文化・観光資源を活用した地域活性化が図られるものと期待されている。

よって、真に豊かで安心・安全に暮らせる地域社会の実現のため、着実な早期整備を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月17日

うるま市議会

あて先

沖縄県知事